



# 山形県公報

令和2年4月1日(水)

号 外 (10)

## 目 次

### 規 則

- 山形県私立学校規則の一部を改正する規則…………… (学事文書課) …… 2
- 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則…………… (管 財 課) ……同
- 山形県公有財産規則の一部を改正する規則…………… ( 同 ) …… 4
- 山形県文化財保護条例施行規則…………… (県民文化スポーツ課) …… 5
- 山形県立博物館条例施行規則…………… ( 同 ) ……32
- 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則…………… ( 同 ) ……35
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) ……36

### 訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) ……42
- 山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) ……43
- 山形県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令…………… (管 財 課) ……44

### 告 示

- 山形県志津野営場の利用料金…………… (みどり自然課) ……45
- 山形県指定有形文化財指定基準…………… (県民文化スポーツ課) ……同
- 山形県指定無形文化財の指定基準並びに保持者及び保持団体の認定基準…………… ( 同 ) ……46
- 山形県指定民俗文化財指定基準…………… ( 同 ) ……47
- 記録の作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準…………… ( 同 ) ……48
- 山形県指定史跡名勝天然記念物指定基準…………… ( 同 ) ……同
- 山形県選定文化的景観選定基準…………… ( 同 ) ……49
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (庄内総合支庁農村計画課) ……50
- 土地改良区の合併の認可…………… ( 同 ) ……同
- 山形県流域下水道事業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定…………… (下 水 道 課) ……同

### 合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………51

### 議 会 関 係

#### 告 示

- 山形県議会事務局規程の一部を改正する規程……………52

### 選挙管理委員会関係

#### 訓 令

- 山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令……………同

## 規 則

山形県私立学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第36号

#### 山形県私立学校規則の一部を改正する規則

山形県私立学校規則（昭和52年9月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条中「12名」を「11名」に改める。

第4条中「平成19年総務省告示第618号」を「平成25年総務省告示第405号」に改める。

別表第1中「第1条第1項」を「第2条第1項」に、「第1条第2項」を「第2条第2項」に改める。

別記様式第20号中「第1条第1項」を「第2条第1項」に改める。

別記様式第20号の2中「第1条第2項」を「第2条第2項」に、「第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号」を「第38条第8項各号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第37号

#### 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項中「29,000円」を「28,000円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

公 舎 名	使用料の額（円）
山形第6号職員アパート	1,600
山形第7号職員アパート	1,700
山形第8号職員アパート	1,600
山形第10号職員アパート	1,600
山形第11号職員アパート	1,500
山形第12号職員アパート	1,600
山形第13号職員アパート	1,600
山形第15号職員アパート	1,500
山形第16号職員アパート	1,600
山形第18号職員アパート	1,700
山形第19号職員アパート	1,800
山形第21号職員アパート	1,700
山形第22号職員アパート	1,700
山形第23号職員アパート	1,300
山形第24号職員アパート	1,800
山形第25号職員アパート	1,700
山形第26号職員アパート	1,600
上山第2号職員アパート	1,300
寒河江第3号職員アパート	1,200
寒河江第4号職員アパート	1,300
村山第4号職員アパート	1,200



寒河江警第4号職員アパート	1,100
寒河江警第5号職員アパート	1,300
村山警第3号職員アパート	1,200
村山警第4号職員アパート	1,300
村山警第5号職員アパート	1,200
村山警第6号職員アパート	1,200
尾花沢警第3号職員アパート	1,100
尾花沢警第4号職員アパート	1,100
新庄警第5号職員アパート	1,200
新庄警第6号職員アパート	1,300
新庄警第7号職員アパート	1,100
新庄警第8号職員アパート	1,100
庄内警第3号職員アパート	1,100
庄内警第4号職員アパート	1,100
酒田警第5号職員アパート	1,200
酒田警第6号職員アパート	900
酒田警第7号職員アパート	1,500
酒田警第8号職員アパート	1,100
酒田警第9号職員アパート	1,300
酒田警第10号職員アパート	1,200
酒田警第11号職員アパート	1,200
酒田警第12号職員アパート	1,200
酒田警第13号職員アパート	1,200
鶴岡警第10号職員アパート	1,200
鶴岡警第11号職員アパート	1,100
鶴岡警第12号職員アパート	1,200
鶴岡警第13号職員アパート	1,200
鶴岡警第14号職員アパート	1,400
長井警第3号職員アパート	1,100
長井警第4号職員アパート	1,200
小国警第2号職員アパート	1,100
南陽警第2号職員アパート	1,200
南陽警第3号職員アパート	1,200
南陽警第4号職員アパート	1,200
米沢警第1号職員アパート	900
米沢警第6号職員アパート	1,200
米沢警第7号職員アパート	1,100
米沢警第8号職員アパート	1,300
米沢警第9号職員アパート	1,300
米沢警第10号職員アパート	1,300
米沢警第11号職員アパート	1,300
米沢警第12号職員アパート	1,200

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第38号

**山形県公有財産規則の一部を改正する規則**

山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「教育委員会総務課長」を「教育委員会教育政策課長」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第39号****山形県文化財保護条例施行規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号。以下「条例」という。）第37条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定書の様式）

第2条 条例第4条第5項（条例第26条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、別記様式第1号によるものとする。

（指定書の再交付）

第3条 前条に規定する指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合は、別記様式第2号による指定書再交付申請書により、破損した場合には、当該破損した指定書を添えて、知事に指定書の再交付を申請することができる。

（管理責任者選任又は解任の届出）

第4条 条例第6条第3項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第3号による管理責任者選任（解任）届出書をもってするものとする。

（所有者変更の届出）

第5条 条例第7条第1項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第4号による所有者変更届出書に当該届出に係る所有権の移転について証明するに足りる書類を添付してするものとする。

（所有者又は管理責任者の住所、氏名等の変更の届出）

第6条 条例第7条第2項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第5号による所有者等の住所・氏名等変更届出書をもってするものとする。

（滅失、毀損等の届出）

第7条 条例第8条（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第6号による滅失毀損等届出書に当該届出に係る滅失、毀損等の状態を示す写真、図面等を添付してするものとする。

（所在の場所の変更の届出）

第8条 条例第9条（条例第29条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第7号による所在の場所変更届出書をもって所在の場所を変更しようとする日の20日前までにするものとする。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第9条 条例第9条ただし書の規定による届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第10条第1項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 条例第12条第1項又は第2項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による命令又は勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (3) 条例第14条第1項の規定による許可を受け、又は条例第28条第1項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をするために所在の場所を変更しようとするとき。
- (4) 条例第15条第1項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (5) 条例第16条第1項又は第2項（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う

出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

- (6) 前各号に規定する所在の場所の変更を行った後、変更前の所在の場所に復するために所在の場所の変更をしようとするとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更が30日を超えないとき（公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。）。
- 2 条例第9条ただし書の規定による所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更することについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。
- 3 条例第9条ただし書の規定による届出は、別記様式第7号による所在の場所変更届出書をもって、所在の場所を変更した後20日以内にするものとする。
- （保存に影響を及ぼす行為）

第10条 条例第14条第1項、第28条第1項及び第35条第1項に規定する保存に影響を及ぼす行為は、別表に定めるとおりとする。

（県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の現状の変更等の許可の申請）

第11条 条例第14条第1項又は条例第35条第1項の規定による許可（第13条及び第14条において「現状の変更等の許可」という。）を受けようとする者（次条において「許可申請者」という。）は、別記様式第8号による現状変更等許可申請書を知事に提出しなければならない。

（県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等許可申請書の添付書類等）

第12条 前条に規定する許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 県指定有形文化財の場合にあつては、現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の場合にあつては、現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、その所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- (7) 管理責任者（管理団体を含む。以下この号において同じ。）がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、その管理責任者の意見書

（県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の現状の変更等の完了の報告）

第13条 知事から現状の変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状の変更等を完了したときは、別記様式第9号により、遅滞なく知事に報告するものとする。

- 2 前項に規定する報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物の維持の措置の範囲）

第14条 条例第14条第1項ただし書及び条例第35条第1項ただし書の規定により許可を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状の変更等の許可を受けたものについては、当該現状の変更等の原状）に復するとき。
- (2) 県指定有形文化財又は県指定史跡名勝天然記念物が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するために応急の措置をするとき。
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（修理の届出）

第15条 条例第15条第1項（条例第29条及び第36条において準用する場合を含む。第17条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第10号により、修理に着手しようとする日の30日前までにするものとする。

- 2 前項に規定する届出には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- (1) 修理の設計仕様書及び設計図
- (2) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の場合にあつては、修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の場合にあつては、修理に係る地域の地番を表示した図面及び修理しようとする箇所の写真又は見取図

（修理の届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第16条 前条第1項により届け出た書面又は同条第2項により添付した書類等に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事に変更する事由を記した書面をもって届け出るものとする。

（修理完了の報告）

第17条 条例第15条第1項の規定により届出を行った者は、届出に係る修理が完了したときは、別記様式第11号により、遅滞なく知事に報告するものとする。

2 前項に規定する報告は、その結果を示す写真又は見取図を添付するものとする。

（損失補償の請求）

第18条 条例第16条第7項（条例第29条において準用する場合を含む。次条第2項及び第3項において同じ。）の規定による補償を受けようとするときは、別記様式第12号による損失補償請求書を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において損害保険契約をしていたときは、その保険契約を証するに足る書類を請求書に添えなければならない。

（補償の決定）

第19条 知事は、前条第1項に規定する請求書の提出があったときは、審査の上、補償を行うか否かを速やかに決定しなければならない。

2 知事は、条例第16条第7項の規定による補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 知事は、条例第16条第7項の規定による補償を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を前条第1項に規定する請求書の提出者に通知しなければならない。

（補償金額決定の基準）

第20条 補償金の額の決定は、次の各号のいずれかに掲げる金額を基準として行うものとする。

(1) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財が滅失した場合においては、当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の時価に相当する金額

(2) 県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財が毀損した場合においては、当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該県指定有形文化財又は県指定有形民俗文化財の毀損前の時価と修理後の時価との差額の合計額に相当する金額

2 知事は、前項の基準により定められるべき補償金の額が当該滅失又は毀損により通常生ずべき損害を補償するに足りないと認めるときは、その額を超えて補償金の額を定めることができる。

（認定書の交付等）

第21条 条例第20条第2項又は第4項の規定による認定をしたときは、知事は、別記様式第13号による認定書を保持者又は保持団体に交付するものとする。

2 前項に規定する認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合は、別記様式第14号による認定書再交付申請書により、破損した場合にあっては、当該破損した認定書を添えて、知事に認定書の再交付を申請することができる。

（県指定無形文化財の保持者等の氏名等の変更の届出）

第22条 条例第22条の規定による県指定無形文化財の保持者又は保持団体が、住所若しくは氏名若しくは所在地若しくは名称を変更したとき又は保持団体の代表者を変更し、若しくは構成員に異動を生じたときの届出は、別記様式第15号による保持者（保持団体）の住所（所在地）・氏名（名称）変更届出書に前条第1項に規定する認定書を添付してするものとする。

2 条例第22条の規定による県指定無形文化財の保持者又は保持団体が、死亡し、又は解散したときの届出は、別記様式第16号による保持者（保持団体）の死亡（解散）届出書に前条第1項に規定する認定書を添付してするものとする。

3 条例第22条に規定する規則の定める事由は、保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこととし、同条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもってするものとする。

(1) 県指定無形文化財の名称

(2) 認定年月日

(3) 心身の故障の生じた年月日

（県指定無形民俗文化財の指定書の交付等）

第23条 条例第26条第1項の規定により県指定無形民俗文化財の指定をしたときは、別記様式第17号による指定書

を交付するものとする。

- 2 第3条の規定は、前項に規定する指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合の再交付の申請について準用する。

（県指定有形民俗文化財の現状の変更等の届出）

第24条 条例第28条第1項の規定による届出は、別記様式第18号による県指定有形民俗文化財現状変更等届出書に第12条第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる書類、図面及び写真を添付して、現状の変更等に着手しようとする日の30日前までにするものとする。

- 2 第13条の規定は、県指定有形民俗文化財の現状の変更等について準用する。

（県指定有形民俗文化財の現状変更の届出を要しない場合）

第25条 条例第28条第1項ただし書の規則の定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合
  - (2) 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形民俗文化財を原状に復するとき。
  - (3) 県指定有形民俗文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
  - (4) 条例第29条において準用する条例第10条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状の変更を行う場合
  - (5) 条例第29条において準用する条例第12条第1項の規定による命令若しくは勧告を受けて行う措置又は同条第2項の規定による勧告を受けて行う修理のために現状の変更を行う場合
- （埋蔵文化財の時価の決定に関する手続）

第26条 知事は、条例第30条の2に規定する時価を決定しようとするときは、2人以上の埋蔵文化財評価員（以下この条において「評価員」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 評価員は、それぞれ評価すべき文化財の時価を評価し、評価した結果を知事に報告するものとする。

（標識）

第27条 条例第33条の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 県指定史跡名勝天然記念物の種別及び名称
- (2) 山形県知事の文字（設置者名を併せて表示することを妨げない。）
- (3) 指定年月日
- (4) 建設年月日

（説明板）

第28条 条例第33条の規定により設置する説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- (1) 県指定史跡名勝天然記念物の種別及び名称
- (2) 指定年月日
- (3) 指定の理由
- (4) 説明事項
- (5) 保存上注意すべき事項
- (6) その他参考となるべき事項

- 2 前項に規定する説明板には、指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標識等の形状等）

第29条 前2条に定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第30条 条例第34条の規定による土地の所在等の異動の届出は、別記様式第19号による土地の所在等の異動届出書に当該土地に係る登記簿の謄本を添付して異動のあった日から30日以内にするものとする。

（県選定文化的景観の選定の申出）

第31条 条例第36条の2第1項の規定による県選定文化的景観の選定の申出をしようとする市町村は、あらかじめ当該申出に係る文化的景観（以下この条において「文化的景観」という。）の所有者又は権原に基づく占有者



（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下この条において「所有者等」という。）の同意を得て、別記様式第20号による県選定文化的景観選定申出書により、知事に提出するものとする。

2 前項に規定する申出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。

- (1) 文化的景観の位置及び範囲を示す図面
- (2) 文化的景観の概況を示す写真
- (3) 文化的景観に係る規制に関する書類
- (4) 所有者等の同意を得たことを証する書類
- (5) その他参考となるべき資料

（県選定文化的景観の滅失又は毀損の届出）

第32条 条例第36条の2の3の規定による届出は、別記様式第21号による県選定文化的景観滅失毀損等届出書に、当該届出に係る滅失又は毀損の状態を示す写真及び図面を添付してするものとする。

（県選定文化的景観の滅失又は毀損の届出を要しない場合）

第33条 条例第36条の2の3ただし書に規定する規則で定める場合は、県選定文化的景観が次に掲げる行為により滅失し、又は毀損した場合とする。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為、国、県、市町村若しくは都市計画施設を管理することとなる者が行う当該都市計画施設の設置若しくは管理に係る行為若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為、県指定有形文化財等知事の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）若しくは一般放送（同条第3号に規定する一般放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）
- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域、同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区又は同法第55条第1項に規定する市民緑地（同法第5条に規定する緑地保全地域又は同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

（県選定文化的景観の現状変更の届出）

第34条 条例第36条の2の6第1項の規定による届出は、別記様式第22号による県選定文化的景観現状変更届出書により、知事に提出するものとする。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。

- (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
- (3) 現状変更に係る地域の写真
- (4) 現状変更を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

3 前項第2号に掲げる実測図及び同項第3号に掲げる写真には、現状変更をしようとする箇所を表示しなければならない。

（県選定文化的景観現状変更届出書の記載事項等の変更）

第35条 前条第1項に規定する届出書又は同条第2項各号に掲げる書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

（県選定文化的景観の維持の措置の範囲）

第36条 条例第36条の2の6第1項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 県選定文化的景観が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県選定文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更の届出をしたものについては、当該現状変更の後の原状）に復

するとき。

(2) 県選定文化的景観が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

(3) 県選定文化的景観の一部が毀損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（文化財保護指導委員の設置）

第37条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第191条第1項の規定に基づき、文化財保護指導委員を置く。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に条例第33条の規定により設置する標識に対する第27条第2号の規定の適用については、同号中「山形県知事」とあるのは、「山形県知事又は山形県教育委員会」とする。

別表

区分	保存に影響を及ぼす行為
建造物	(1) 彩色部分に高照度の照明を長時間照射する行為 (2) 襖絵、板絵等に直接接触れる手法による模写 (3) 覆屋の設置、除却及び改造
絵画、書跡・典籍及び古文書	(1) 直接接触れる手法による模写 (2) 表装替え (3) 高照度の照明を長時間照射する行為
彫刻	(1) 型取り及び拓本の作成 (2) 彩色部分に高照度の照明を長時間照射する行為 (3) 像内納入文書にあっては、古文書に係る保存に影響を及ぼす行為に準ずる行為
工芸品	(1) 型取り及び拓本の作成 (2) 染織品に高照度の照明を長時間照射する行為 (3) 染織品又は漆製品に直接接触れる手法による模写
考古資料	(1) 型取り及び拓本の作成 (2) 石碑にあっては、覆屋の設置、除却及び改造
歴史資料	(1) 直接接触れる手法による模写 (2) 表装替え (3) 高照度の照明を長時間照射する行為 (4) 石碑にあっては、覆屋の設置、除却及び改造並びに拓本の作成
有形民俗文化財	有形文化財に係る保存に影響を及ぼす行為に準ずる行為
記念物及び動物・植物	指定地域内の生息又は植生保存に影響を与える薬剤の散布

別記  
様式第1号

表

← 35cm →

年 月 日	右を山形県指定有形文化財（山形県指定有形民俗文化財）に指定します。	特記すべき事項	名称  員数	記号 番号  指 定 書
-------------	-----------------------------------	---------	--------------	-----------------------------

山形県知事 印

24cm

裏

備考	<p>一 所有者が変更したときは、旧所有者はこの指定書を新所有者に引き渡さなければなりません。</p> <p>二 指定が解除されたときには、この指定書を山形県知事に返付しなければなりません。</p>
----	---

備考 用紙は、とりのこ紙とし、「山形県」の文字をすき入れること。

様式第2号

年 月 日

山形県知事 殿

所有者 住 所 (団体の場合は  
所在地)

氏 名 (団体の場合は  
名称及び代表者氏名) 印

指 定 書 再 交 付 申 請 書

標記について下記のとおり再交付を申請します。

記

種 別 名 称	
亡失（盗取、滅失又は破損）の年月日	
亡失（盗取、滅失又は破損）の理由	
その他参考事項	

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

所有者 住 所 (団体の場合は)  
 (所在地)  
 氏 名 (団体の場合は)  
 (名称及び代表者氏名) ㊟

管理責任者選任（解任）届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
管理責任者の住所及び氏名	
管理責任者の職業及び年齢	
選任又は解任の年月日	
選任又は解任の理由	
その他参考事項	

注 解任の場合は、その他参考事項欄に新たに選任予定の管理責任者の選任見込みを記載すること。

様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

所有者 住 所 (団体の場合は  
所在地)

氏 名 (団体の場合は  
名称及び代表者氏名)

㊟

所 有 者 変 更 届 出 書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称						
旧所有者の住所 又は所在地及び 氏名又は名称						
新所有者の住所 又は所在地及び 氏名又は名称						
県 指 定 史跡名勝天然記 念物の場合は、 指定地域のうち 新所有者の所有 となった土地	所	在	地 番	地 目	地 積	備 考
	大字	市 郡 町 村 字				
変 更 年 月 日	年 月 日					
変 更 の 事 由						
その他の参考事 項						

様式第5号

年 月 日

山形県知事 殿

所有者等 住所 (団体の場合は)  
所在地)

氏名 (団体の場合は)  
名称及び代表者氏名) 印

所有者等の住所・氏名等変更届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種別名称	
変更前の住所又は所在地及び氏名又は名称	
変更後の住所又は所在地及び氏名又は名称	
変更年月日	年 月 日
その他参考事項	

様式第6号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は  
所在地)

氏 名 (団体の場合は  
名称及び代表者氏名)

㊟

滅 失 毀 損 等 届 出 書

標記について下記のとおり再交付を申請します。

記

種 別 名 称	
滅失、毀損、衰亡、亡失及び盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所並びに当時の管理状況	
滅失、毀損等の原因	
県指定有形文化財・県指定有形民俗文化財が毀損した場合は、その箇所及び程度	
県指定史跡名勝天然記念物が毀損した場合は、その保存上受ける影響	
滅失、毀損等の事実を知った日及び事実を知った後に執られた措置	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称	



様式第7号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所 (団体の場合は)  
所在地

氏名 (団体の場合は)  
名称及び代表者氏名

印

所在の場所変更届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種別名称	
変更後の所在の場所	
変更しようとする年月日又は期間	
変更しようとする理由	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称	
その他参考事項	

様式第8号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所 (団体の場合は  
所在地)

氏 名 (団体の場合は  
名称及び代表者氏名)

㊟

現 状 変 更 等 許 可 申 請 書

標記について下記により許可下さるよう申請します。

記

種 別 名 称	
現状変更等を必要とする理由	
現状変更等の内容及び実施方法	
県指定有形文化財の場合で、現状変更等のため、所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所とその期間	
県指定史跡名勝天然記念物の場合で、現状変更等のため生ずる物件の滅失、毀損、景観の変化その他現状変更等による影響	
現状変更等着手及び完了の予定時期	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称	
権原に基づく占有者の住所又は所在地及び氏名又は名称	
その他参考事項	

様式第9号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は)  
 (所在地)  
 氏 名 (団体の場合は)  
 (名称及び代表者氏名) ㊟

現 状 変 更 等 完 了 報 告 書

標記について下記のとおり完了したので報告します。

記

種 別 名 称	
現状変更等完了 年月日	
現状変更等実施 期間	
現状変更等に要 した総事業費	
現状変更等実施 状況の概要	
現状変更等実施 施行者の住所又 は所在地及び氏 名又は名称	
その他参考事項	

様式第10号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所 (団体の場合は  
所在地)

氏名 (団体の場合は  
名称及び代表者氏名)

㊟

修 理 届 出 書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
修理を必要とする理由	
修理の内容及び実施方法	
県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財の場合で、修理のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所とその期間	
修理の着手及び完了の予定時期	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称	
権原に基づく占有者の住所又は所在地及び氏名又は名称	
その他参考事項	

様式第11号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所 (団体の場合は)  
 (所在地)  
 氏 名 (団体の場合は)  
 (名称及び代表者氏名) 印

修 理 完 了 報 告 書

標記について下記のとおり完了したので報告します。

記

種 別 名 称	
修理完了年月日	
修理実施期間	
修理に要した総 事業費	
修理実施状況の 概要	
修理実施施行者 の住所又は所在 地及び氏名又は 名称	
その他参考事項	

様式第12号

年 月 日

山形県知事 殿

所有者 住所 (団体の場合は  
所在地)

氏名 (団体の場合は  
名称及び代表者氏名) 印

損失補償請求書

標記について下記のとおり請求します。

記

種別名称	
補償金を受けようとする理由	
補償金として希望する金額	
補償金として希望する金額の算出の基礎	
その他参考事項	

様式第13号

表

← 35cm →

記号  
番号

認  
定  
書

あなた（貴団体）を山形県指定無形文化財の  
保持者（保持団体）として認定します。

年  
月  
日

山形県知事  
印

↑ 24cm ↓

裏

備考

次の場合には、この認定書を山形県知事に返  
付しなければなりません。

- 一 山形県指定無形文化財の指定が解除され  
たとき。
- 二 山形県指定無形文化財の保持者又は保持  
団体としての認定が解除されたとき。
- 三 保持者の氏名又は保持団体の名称を変更  
したとき。
- 四 保持者が死亡又は保持団体が解散したと  
き。

備考 用紙は、とりのこ紙とし、「山形県」の文字をすき入れること。

様式第14号

年 月 日

山形県知事 殿

保持者 住所 (団体の場合は)  
保持団体 (所在地)

氏名 (団体の場合は) ⑩  
(名称及び代表者氏名)

認定書再交付申請書

標記について下記のとおり再交付を申請します。

記

種別名称	
亡失（盗取、滅失又は破損）の年月日	
亡失（盗取、滅失又は破損）の理由	
その他参考事項	



様式第15号

年 月 日

山形県知事 殿

保 持 者 住 所 (団体の場合は)  
 保持団体 (所在地)  
 氏 名 (団体の場合は) ㊟  
 (名称及び代表者氏名)

保持者（保持団体）の住所（所在地）・氏名（名称）変更届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称	
変更前の住所又は所在地並びに氏名又は名称、代表者名及び構成員名	
変更後の住所又は所在地並びに氏名又は名称、代表者名及び構成員名	
変更年月日	年 月 日
その他参考事項	

様式第16号

年 月 日

山形県知事 殿

保持者 住所 (団体の場合は)  
 保持団体 (所在地)  
 氏名 (団体の場合は) ㊟  
 (名称及び代表者氏名)

保持者（保持団体）の死亡（解散）届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種別名称	
死亡又は解散 年 月 日	
解散の理由	
その他参考事項	

様式第17号

表

← 35cm →

年 月 日	右を山形県指定無形民俗文化財に指定します。	名 称	指 定 書	記 号 番 号
-------------	-----------------------	--------	-------------	------------------

山形県知事  
印

24cm

裏

備 考  指定が解除されたときは、この指定書を山形 県知事に返付しなければなりません。
---

備考 用紙は、とりのこ紙とし、「山形県」の文字をすき入れること。

様式第18号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所 (団体の場合は)  
(所在地)

氏名 (団体の場合は)  
(名称及び代表者氏名)

印

県指定有形民俗文化財現状変更等届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種別名称	
現状変更等を必要とする理由	
現状変更等の内容及び実施方法	
現状変更等のため所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所とその時期	
現状変更等着手及び完了の予定時期	
所有者、管理責任者又は管理団体の住所又は所在地及び氏名又は名称	
その他参考事項	

様式第19号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所 (団体の場合は)  
 (所在地)  
 氏名 (団体の場合は)  
 (名称及び代表者氏名) ㊟

土地の所在等の異動届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

種 別 名 称								
異 動 前				異 動 後				異動年月日 及び事由
土地の 所在	地番	地目	地積	土地の 所在	地番	地目	地積	
所有者、管理責任者 又は管理団体の住所 又は所在地及び氏名 又は名称								
その他参考事項								

様式第20号

年 月 日

山形県知事 殿

申出者

印

県選定文化的景観選定申出書

標記について下記のとおり申し出ます。

記

県選定文化的景観の名称	
県選定文化的景観の種類	
県選定文化的景観の所在地及び面積	
県選定文化的景観の保存状況	
県選定文化的景観の特性	
県選定文化的景観の保存計画	
その他参考となるべき事項	

様式第21号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所 (団体の場合は)  
 (所在地)  
 氏名 (団体の場合は)  
 (名称及び代表者氏名) 印

県選定文化的景観滅失毀損等届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

県選定文化的景観の名称	
選定年月日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	
滅失又は毀損の事実の生じた日時	
滅失又は毀損の事実の生じた当時における管理の状況	
滅失又は毀損の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度	
毀損の場合は、毀損の結果当該県選定文化的景観がその保存上受ける影響	
滅失又は毀損の事実を知った日	
滅失又は毀損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項	

様式第22号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所 (団体の場合は  
所在地)

氏名 (団体の場合は  
名称及び代表者氏名) ④

県選定文化的景観現状変更届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

県選定文化的景観の名称	
選定年月日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	
所有者等の氏名又は名称及び住所又は所在地	
現状変更を必要とする理由	
現状変更の内容及び実施の方法	
現状変更により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更が県選定文化的景観に及ぼす影響に関する事項	
現状変更の着手及び終了の予定時期	
現状変更に係る地域の地番	
現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
その他参考となるべき事項	

山形県立博物館条例施行規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第40号

山形県立博物館条例施行規則



## （趣旨）

第1条 この規則は、山形県立博物館条例（昭和46年3月県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## （開館時間等）

第2条 山形県立博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 博物館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、午後4時以降は、入館することができない。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

## （休館日）

第3条 博物館（山形県立博物館教育資料館（以下「分館」という。）を除く。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定することもの日及び文化の日（以下「こどもの日等」という。）である場合を除く。）及び月曜日がこどもの日等である場合の当該日の翌日

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 分館の休館日は、前項各号に掲げる日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（同法第2条に規定する元日及びこどもの日等を除く。）とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

## （入館の手続）

第4条 入館者は、条例第6条に規定する入館料を納めて別記様式第1号による入館券の交付を受けなければならない。

## （入館の利用拒否等）

第5条 知事は、この規則に基づく定め若しくは知事の指示に従わない者又は博物館に入館する者としてふさわしくない行為を行うおそれがあると認められるものに対しては、博物館の利用を拒み、又は退館を命じることができる。

## （損害の賠償）

第6条 博物館に入館した者は、故意又は過失により博物館の施設、設備、展示品等を毀損したときは、原状に復し、又はその毀損による損害を賠償しなければならない。

## （資料の寄贈及び寄託）

第7条 知事は、資料の寄贈又は寄託を受けようとするときは、運搬費の負担、寄託資料の返戻等について、寄贈し、又は寄託する者と協議して定めるものとする。

## （博物館資料の貸出し）

第8条 博物館資料の貸出しは、行わないものとする。ただし、知事が公益上必要と認めるときは、この限りでない。

## （入館料の減免）

第9条 条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、入館料を免除する。

(1) こどもの日等その他知事が指定する日において県が主催する教育、学術及び文化の普及向上に資する事業に参加する者

(2) 土曜日又は日曜日に入館する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）児童及び生徒並びにこれらに準ずる者

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人

2 条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、入館料の減免を受けることができる。

(1) 教育課程に基づく教育活動及び課外活動を目的として入館する学校の児童、生徒及び学生並びにこれらに準ずる者並びにこれらを引率する教員

(2) 山形県教育委員会又は市町村が主催する事業（前項第1号に規定する事業を除く。）に参加する者

(3) 県内の社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）が主催する事業に参加する者

(4) その他知事が公益上特に必要があると認める者

第10条 前条第2項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、別記様式第2号による入館料減免申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(協議会の会長及び副会長)

第11条 博物館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、1年とする。
- 3 会長及び副会長は、再任されることを妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要がある場合に招集する。
- 3 会長は、第1項の会議の議長となる。

(館長への委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、博物館について必要な事項は、知事の承認を得て館長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号甲

<p style="text-align: center;">(県立博物館図)</p> <p style="text-align: center;">山形県立博物館入館券  ¥ _____ 1人1回限</p> <p>領収印のないものは無効とします。この券は退館までお持ちください。この券の払戻しはいたしません。</p>	<p>入 館 券</p> <p>¥ _____</p>
---	-----------------------------

様式第1号乙

<p style="text-align: center;">(県立博物館図)</p> <p style="text-align: center;">様一行 名</p> <p>山形県立博物館団体入館券20名以上 { 大人1人 円</p> <p style="margin-left: 150px;">{ 小人1人 円</p> <p>領収印のないものは無効とします。この券は退館までお持ちください。</p> <p>この券の払戻しはいたしません。</p>	<p>団 体</p> <p>入 館 券</p> <p>20名以上</p> <p>様</p> <p>一行 名</p> <p>{ 大人 人 円</p> <p>{ 小人 人 円</p>
---	---

様式第2号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名

入 館 料 減 免 申 請 書

下記により県立博物館入館料を減額（免除）くださるよう申請します。

記

入 館 年 月 日	年 月 日
入 館 人 員	成年者 人、未成年者 人、計 人
代 表 者 職 氏 名	
入 館 の 目 的	
減 免 を 必 要 と す る 理 由	
備 考	

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第41号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館（以下「資料館」という。）の開館時間は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 資料館の休館日は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（同法第2条に規定するこどもの日及び文化の日（以下「こどもの日等」という。）を除く。）
- (2) 月曜日（こどもの日等である場合を除く。）及び月曜日がこどもの日等である場合の当該日の翌日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日  
（入館の手續）

第4条 資料館に入館しようとする者は、条例第2条第1項に規定する入館料（条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあつては、条例第7条第1項に規定する利用料金）を納めて別記様式による入館券の交付を受けなければならない。

（入館の利用拒否等）

第5条 知事は、この規則に基づく定め若しくは知事の指示に従わない者又は資料館に入館する者としてふさわしくない行為を行うおそれがあると認められるものに対しては、資料館の利用を拒み、又は退館を命じることができる。

（損害の賠償）

第6条 資料館に入館した者は、故意又は過失により資料館の施設、設備、資料等を毀損したときは、原状に復し、又はその毀損による損害を賠償しなければならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

1 個人の場合

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館入館券 円  この券により1人1回に限り入館できます。 領収印のないものは無効です。 この券は退館するまでお持ちください。 入館料の払戻しはいたしません。	入 館 券          円
--	--

2 団体の場合

様一行 人 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館入館券 一 般 1 人 円 児 童 等 1 人 円  領収印のないものは無効です。 この券は退館するまでお持ちください。 入館料の払戻しはいたしません。	団 体 入 館 券    一 行 人  一 般 人 円 児 童 等 人 円
---	---

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第42号**

**山形県財務規則の一部を改正する規則**

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「企画振興部の企画調整課」を「みらい企画創造部の企画調整課、国際人材活躍支援課」に、「情報政策課」を「ICT政策推進課」に、「企画調整課長、」を「企画調整課長、みらい企画創造部の市町村課及び移住・定住推進課にあつては市町村課長、」に、「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に、「地域福祉推進

課、地域医療対策課」を「医療政策課、地域福祉推進課」に、「商工労働部」を「産業労働部」に、「産業政策課長」を「商工産業政策課長」に改める。

第6条第1項中「企画振興部の企画調整課」を「みらい企画創造部の企画調整課、国際人材活躍支援課」に、「情報政策課」を「ICT政策推進課」に、「防災くらし安心部」を「みらい企画創造部の市町村課及び移住・定住推進課にあつては市町村課の課長補佐、防災くらし安心部」に、「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に、「地域福祉推進課、地域医療対策課」を「医療政策課、地域福祉推進課」に、「商工労働部」を「産業労働部」に、「産業政策課」を「商工産業政策課」に改め、同条第2項中「、賃金」を削る。

第37条第3項中「給料及び」を「給料、」に、「除く」を「除く。）及び旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の通勤に係る費用弁償に限る）」に改める。

第52条第2項第2号中「試験場」を「研究所」に改め、同条第3項第2号を次のように改める。

(2) 山形県立博物館条例施行規則（令和2年4月県規則第40号）別記様式第1号の甲及び乙の入館券

第63条第1項中「賃金」を「旅費（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）」に改める。

第81条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第83条第1号中「賃金、報償費」を「報償費、旅費（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）」に改める。

第86条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第109条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第115条第1項中「県庁の掲示場又は当該入札に係る事務を担当する公所の掲示場その他のものに掲示することにより行うものとし、併せて、」を削り、「利用して」を「利用する方法により」に改め、同条第2項中「前項の公告の」を「同項に規定する」に、「新聞紙」を「県庁の掲示場又は当該入札に係る事務を担当する公所の掲示場、新聞紙」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第125条第1項中「競争入札に参加しようとする者（建設工事、設計、測量、調査、コンサルタント及び工事材料に係る競争入札に参加しようとする者を除く。）」を「競争入札（建設工事、設計、測量、調査、コンサルタント及び工事材料に係る競争入札を除く。以下この項において同じ。）に参加しようとする者」に、「競争入札参加資格審査申請書（様式第100号）」を「競争入札に参加するための資格審査に係る別に定める申請書（以下「競争入札参加資格審査申請書」という。）」に改め、同条第2項中「建設工事に係る競争入札」を「競争入札（建設工事に係る競争入札に限る。以下この項において同じ。）」に、「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（様式第101号）に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類その他」を「競争入札に参加するための資格審査に係る別に定める申請書（以下「競争入札参加資格審査申請書（建設工事）」という。）に」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「設計、測量、調査若しくはコンサルタント又は工事材料に係る競争入札」を「競争入札（設計、測量、調査若しくはコンサルタント又は工事材料に係る競争入札に限る。）」に、「競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）（様式第102号）又は競争入札参加資格審査申請書（工事材料）（様式第103号）に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類その他」を「競争入札（設計、測量、調査又はコンサルタントに係る競争入札に限る。）に参加するための資格審査に係る別に定める申請書（以下「競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）」という。）又は競争入札（工事材料に係る競争入札に限る。）に参加するための資格審査に係る別に定める申請書（以下「競争入札参加資格審査申請書（工事材料）」という。）に」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「競争入札参加資格者名簿（様式第104号、第104号の2、第104号の3、第104号の4、第104号の5及び第104号の6）」を「入札参加資格を有する者を登載した名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）」に改める。

第130条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、「及びかし担保責任等」を削る。

第131条第6号を次のように改める。

(6) 契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合の担保責任

第186条第7項中「指名債権」を「債権」に改める。

第192条第4項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第201条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

第203条の2の見出し中「保存年限」を「保存」に改め、同条中「山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の定めるところに準じて」を「山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）その他の関係法令に基づき」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「主査（審査を担当するものに限る。）」を削り、同表第2項組

織の区分の欄中「企画振興部の企画調整課」を「みらい企画創造部の企画調整課、国際人材活躍支援課」に、「情報政策課」を「ICT政策推進課」に、「防災くらし安心部」を「みらい企画創造部の市町村課及び移住・定住推進課にあつては市町村課、防災くらし安心部」に、「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に、「地域福祉推進課、地域医療対策課」を「医療政策課、地域福祉推進課」に、「商工労働部」を「産業労働部」に、「産業政策課」を「商工産業政策課」に、「教育庁総務課」を「教育庁教育政策課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「企画振興部市町村課」を「みらい企画創造部市町村課」に、「企画振興部統計企画課にあつては予算主査」を「みらい企画創造部統計企画課にあつては予算専門員」に、「商工労働部商業・県産品振興課課長補佐」を「産業労働部商業・県産品振興課課長補佐」に、「指導・監査担当」を「出納兼監査担当」に、「企画調整官」を「上席の調査官」に、「教育庁文化財・生涯学習課、教育庁義務教育課及び教育庁高校教育課にあつては経理主査」を「教育庁生涯教育・学習振興課及び教育庁義務教育課にあつては経理主査、教育庁高校教育課にあつては経理専門員」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「企画振興部」を「みらい企画創造部」に、「商工労働部商業・県産品振興課」を「産業労働部商業・県産品振興課」に、「指導・監査担当」を「出納担当」に、「調査官」を「次席の調査官」に、「教育庁文化財・生涯学習課」を「教育庁生涯教育・学習振興課」に、「にあつては主事、教育庁高校教育課にあつては主査」を「及び教育庁高校教育課にあつては主事」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「商工労働部商業・県産品振興課」を「産業労働部商業・県産品振興課」に改め、同号口中「同表第2項第11号」を「同表第2項第12号」に、「同項第14号」を「同項第15号」に改め、同号へ中「同表第2項第11号」を「同表第2項第12号」に、「同項第14号」を「同項第15号」に改め、同欄第4号中「退職手当」を「第1号会計年度任用職員の期末手当並びに退職手当」に、「共済費、賃金」を「職員手当等（第1号会計年度任用職員に係る期末手当に限る。）、共済費、旅費（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）」に改め、同欄第5号中「旅費」を「旅費（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を除く。）」に改め、同欄第7号中「商工労働部商業・県産品振興課」を「産業労働部商業・県産品振興課」に改め、同表第3項代決する出納員として指定する職の欄中「村山総合支庁総務企画部総務課」を「村山総合支庁総務企画部総務課及び最上総合支庁総務企画部総務課」に改め、「最上総合支庁総務企画部総務課」を削り、同項出納員に委任する事項の欄第2号中

「農業総合研究センター」を「博物館 農業総合研究センター」に、「青年の家 博物館」を「青年の家」に、「農業総合研究センター園芸試験場」を「農業総合研究センター園芸農業研究所」に、「農業総合研究センター畜産試験場」を「農業総合研究センター畜産研究所」に、「内水面水産試験場」を「内水面水産研究所」に、「農業総合研究センター水田農業試験場 農業総合研究センター水田農業研究所」を「農業総合研究センター養豚試験場 農業総合研究センター養豚研究所」に、「水産試験場」を「水産研究所」に改め、同表第4項出納員に委任する事項の欄第1号及びホ中「同表第2項第10号、第12号及び第14号」を「同表第2項第11号、第13号及び第15号」に改め、同表第6項中

「総務専門員」	主査	を	「総務専門員」	防疫主幹	に、	「課長補佐 (総務を担当するものに限る。）」	主任主査	を	
「総務主査」	主任主査	に、	「総務主査 管理専門員」	を	「総務専門員 課長補佐(管理担当)」	に、	「次長」	主任主事	を
「次長」	主事	に、	「農林大学校」	総務専門員	総務主査	を			
「博物館 農林大学校」	総務主査 総務専門員	総務課長 総務主査	に、	「農業総合研究センター園芸試験場 農業総合研究センター水田農業試験場 農業総合研究センター畜産試験場 農業総合研究センター養豚試験場」					

「農業総合研究センター園芸農業研究所  
農業総合研究センター水田農業研究所  
農業総合研究センター畜産研究所  
農業総合研究センター養豚研究所

に、

「水産試験場  
内水面水産  
試験場」

「総務課長  
総務主査」

「庶務係長  
副場長」

を

「水産研究所  
内水面水産  
研究所」

「総務課長  
総務主査」

「総務主査  
副所長」

に、「総務主査（右欄）を「総務専門員（右欄）に、

「青年の家  
博物館」

「庶務係長  
総務主査」

「所長  
総務課長」

を

「青年の家  
庶務係長  
所長」

に、

「山辺高等学  
校」

「事務次長  
主任主査」

を

「山辺高等学  
校」

「事務次長  
主査」

に、

「総務主査  
総務主査」

「主任主事  
上席の主  
事（最上  
校にあつ  
ては主  
事）  
主事」

を

「総務主査  
総務主査」

「主事  
上席の主  
事（最上  
校にあつ  
ては、主  
任主事）  
主任主査」

に、

「高島高等学  
校」

「主査」

を

「高島高等学  
校」

「事務次長」

に、

「荒砥高等学  
校  
小国高等学  
校」

「主事  
主事」

を

「荒砥高等学  
校  
小国高等学  
校」

「主任主事  
主任主事」

に、

「鶴岡北高等  
学校」

「主査」

を

「鶴岡北高等  
学校」

「上席の主  
事」

に、

「主任主事  
主事」

「主査  
主事」

を

「主事  
主任主査」

「主任主事  
主事」

に、

「酒田特別支  
援学校」

「事務次長  
主任主査」

を

「酒田特別支  
援学校」

「事務次長  
主査」

に、

「新庄養護学  
校」

「事務次長  
主事」

を

「新庄養護学  
校」

「事務次長  
主査」

に、

「鶴岡高等養  
護学校」

「主査」

を「鶴岡高等養  
護学校」

「主事」

に、

「上席の企画調整官（会計担当）」を「副主幹（会計担当）」に、「上席の会計課専門員」を「会計課専門員」に、  
「調査官（会計担当）」を「上席の調査官（会計担当）」、「企画調整官（会計担当）」を  
「主事（会計課）」を「会計課係長」に、「調査官（会計担当）」を  
「調査官（会計担当）」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号イ中「同表第2項第10号から第12号まで」  
「会計課専門員」

を「同表第2項第11号から第13号まで」に、「同項第14号」を「同項第15号」に改め、同号ト中「同表第2項第10号から第12号まで」を「同表第2項第11号から第13号まで」に、「同項第14号」を「同項第15号」に改め、同表第7項代決する出納員として指定する職の欄中「主任（会計課）」を「主事（会計課）」に改める。

別表第2第2項中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号を削り、同項第3号中「賃金等」を「職員手当等」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 旅費（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）

別表第2第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 期末手当（第1号会計年度任用職員に係るものに限る。）

	「様式第100号	競争入札参加資格審査申請書	
	様式第101号	競争入札参加資格審査申請書（建設工事）	
	様式第101号の2	営業所一覧表	
	様式第101号の3	工事経歴書	
	様式第102号	競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）	
	様式第103号	競争入札参加資格審査申請書（工事材料）	
別記中	様式第104号	競争入札参加資格者名簿	を「様式第100号から様
	様式第104号の2	競争入札参加資格者名簿（建設工事用）	
	様式第104号の3	競争入札参加資格者名簿（建設工事用）（事業協同組合等用）	
	様式第104号の4	競争入札参加資格者名簿（建設工事用）（共同企業体用）	
	様式第104号の5	競争入札参加資格者名簿（設計・測量・調査・コンサルタント用）	
	様式第104号の6	競争入札参加資格者名簿（工事材料用）	」

式第104号まで 削除」に改める。

別記様式第65号中備考以外の部分を次のように改める。



様式第65号（給料、諸手当支給総括表）

年度		会計		款		項		目		課（室）													
給料・諸手当支給総括表																							
月	報酬		給料			人 員 計	職 員 手 当																
	人員	報酬	人員	特別 職給	人員		一般 職給	人員	手当	人員	手当	人員	手当	人員	手当	人員	手当	人員	手当	人員	手当		
日	円		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

人 員	計	給与 支給 総額	控 除 額						計	現 金 支給額	支払済 確 認	摘 要
			共済組合 掛 金		所得 税	互助会 掛 金						
			短期	長期		円	円	円				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			

別記様式第65号の備考第5項中「及び」を「については必要に応じ字句を追加し、」に、「、必要」を「必要」に改める。

別記様式第100号から別記様式第104号の6までを次のように改める。

様式第100号から様式第104号まで 削除

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第2項、第63条第1項、第81条第2項、第83条第1号、第86条第2項、第109条第1項、別表第1第2項出納員に委任する事項の欄第4号及び第5号並びに別表第2第2項の規定は、令和2年度の予算に係る収入及び支出から適用し、令和元年度以前の予算に係る収入及び支出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に第192条第1項の規定によりした債権についての履行延期の特約等に付する延納利息については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の山形県財務規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による競争入札参加資格者名簿（以下「旧名簿」という。）はこの規則による改正後の山形県財務規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による競争入札参加資格者名簿（以下「新名簿」という。）と、改正前の規則の規定により旧名簿に登載されている者は改正後の規則の規定により新名簿に登載されている者とみなす。

# 訓 令

## 山形県訓令第10号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)庁印の項中 「商工労働部産業政策課長」 を 「産業労働部商工産業政策課長」 に、

山形県農業総合研究センター畜産試験場印	方9	家畜人工受精精液証明用	農業総合研究センター畜産試験場長
山形県農業総合研究センター養豚試験場印	方9	〃	農業総合研究センター養豚試験場長

を

山形県農業総合研究センター畜産研究所印	方9	家畜人工受精精液証明用	農業総合研究センター畜産研究所長
山形県農業総合研究センター養豚研究所印	方9	〃	農業総合研究センター養豚研究所長

に改め、同表(2)職印の項中

「商工労働部産業政策課長」 を 「産業労働部商工産業政策課長」 に、

55 の3	山形県各課出納員印	方18	〃	各部各課の出納員
----------	-----------	-----	---	----------

を

55 の3	山形県各課出納員印	方18	〃	各部各課の出納員
55 の4	山形県流域下水道事業企業出納員印	方17	会計一般用	県土整備部下水道課長

に改める。

別表2(1)庁印の項中

13
山 形 県
畜 産 試 験
場 印

14
山 形 県
畜 産 試 験
場 印

を

「13  
山 形 県  
畜 産 研 究  
所 印」

「14  
山 形 県  
養 豚 研 究  
所 印」

に改め、同表(2)職印の項中

「55の3  
山 形 県  
何 々 課  
出 納 員 印」

を

55の3	55の4	
山形県 何々課 出納員印	山形県流域 下水道事業 企業出納員印	に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第11号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県公文書管理規程（令和2年3月県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

企画 振興 部	企画調整課 市町村課 総合交通政策課 情報政策課 統計企画課	企調 市町村 総交 情政 統企	を
---------------	--	-----------------------------	---

みら い企 画創 造部	企画調整課 市町村課 移住・定住推進課 国際人材活躍支援課 総合交通政策課 ICT政策推進課 統計企画課	企調 市町村 移住 国際 総交 ICT 統企	に、
----------------------	--	--	----

子育 て推 進部	を	子育 て若 者応 援部	に、	地 域福 祉推 進課 地 域医 療対 策課	を	地 福 地 医
----------------	---	----------------------	----	--	---	------------------

医 療政 策課 地 域福 祉推 進課	に、	医 政 地 福
--------------------------------------	----	------------------

商 工 労 働 部	を	産 業 労 働 部	に、「産業政策課」を「商工産業政策課」に、
-----------------------	---	-----------------------	-----------------------

	インバウンド・国際交流推進課 県民文化スポーツ課 山形県総合文化芸術館整備推進課	イ 県文ス 文芸整	を				
	イン・アウトバウンド推進課 文化振興・文化財課 新県民文化館活用・発信課 スポーツ振興・地域活性化推進課	イ 文文 新活発 ス地	に改め、同別表第3項の表中				
	山形県立農林大学校	農大	を				
	山形県立博物館 新県民文化館 山形県立農林大学校	山博 新文館 農大	に、				
	山形県農業総合研究センター園芸試験場 山形県農業総合研究センター水田農業試験場 山形県農業総合研究センター畜産試験場 山形県農業総合研究センター養豚試験場	を	「山形県農業総合研究センター園芸農業研究所 山形県農業総合研究センター水田農業研究所 山形県農業総合研究センター畜産研究所 山形県農業総合研究センター養豚研究所」に、				
	山形県水産試験場 山形県内水面水産試験場	水試 内試	を				
	山形県水産研究所 山形県内水面水産研究所	水研 内研	に改める。				
別表第3中	<table border="1"> <tr> <td>宗教法人</td> <td></td> </tr> </table>	宗教法人		を <table border="1"> <tr> <td>宗教法人</td> <td>文化財</td> </tr> </table>	宗教法人	文化財	に改める。
宗教法人							
宗教法人	文化財						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第12号

庁 中

山形県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

山形県自家用電気工作物保安規程（昭和55年4月県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第238号

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）第10条第2項の規定により、山形県志津野営場の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

名 称	利 用 料 金
第1テントサイト	1区画1泊につき 1,040円
第2テントサイト	テント1張り1泊につき 520円

## 2 適用期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

## 山形県告示第239号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項に規定する県指定有形文化財の指定基準を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県指定有形文化財指定基準

## 1 絵画、彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち制作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状、技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派、地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

## 2 工芸品の部

- (1) 各時代の遺品のうち制作が特に優秀なもの
- (2) 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法、用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 渡来品で我が国の工芸史上意義が深く、かつ、密接な関連を有するもの

## 3 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、しんかん宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、じょう法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

## 4 古文書の部

- (1) 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記及び記録類（絵画及び系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、かつ、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの

## 5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
  - (2) 銅鐸、銅劍、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
  - (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
  - (4) 宮殿跡、官衙跡及び寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
  - (5) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの
- 6 歴史資料の部
- (1) 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
  - (2) 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
  - (3) 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
  - (4) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの
- 7 建造物の部
- 建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの
- (1) 意匠的に優秀なもの
  - (2) 技術的に優秀なもの
  - (3) 歴史的価値の高いもの
  - (4) 学術的価値の高いもの
  - (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

#### 山形県告示第240号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第20条第1項に規定する県指定無形文化財の指定基準並びに同条第2項に規定する保持者及び保持団体の認定基準を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定無形文化財の指定基準並びに保持者及び保持団体の認定基準

#### 1 県指定無形文化財の指定基準

##### (1) 芸能の部

イ 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のいずれかに該当するもの

(イ) 芸術上特に価値の高いもの

(ロ) 芸術史上特に重要な地位を占めるもの

(ハ) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

ロ イに規定する芸能の成立又は構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

##### (2) 工芸技術の部

陶芸、染織、漆芸、金工その他工芸技術のうち次のいずれかに該当するもの

イ 芸術上価値の高いもの

ロ 工芸史上重要な地位を占めるもの

ハ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

#### 2 県指定無形文化財の保持者及び保持団体の認定基準

##### (1) 芸能の部

イ 保持者 次のいずれかに該当する者

(イ) 県指定無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者

(ロ) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者

(ハ) 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

ロ 保持団体 芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

##### (2) 工芸技術の部

- イ 保持者 次のいずれかに該当する者
- (イ) 県指定無形文化財に指定されている工芸技術（以下「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- (ロ) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (ハ) 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- ロ 保持団体 工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

### 山形県告示第241号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第26条第1項に規定する県指定有形民俗文化財及び同項に規定する県指定無形民俗文化財の指定基準を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定有形民俗文化財指定基準及び指定無形民俗文化財指定基準

#### 1 県指定有形民俗文化財の指定基準

- (1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- イ 衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等衣食住に用いられるもの
- ロ 農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等生産又は生業に用いられるもの
- ハ 運搬具、舟車、飛脚用具、関所等交通、運輸又は通信に用いられるもの
- ニ 計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等交易に用いられるもの
- ホ 贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等社会生活に用いられるもの
- ヘ 祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等信仰に用いられるもの
- ト 暦類、卜占用具、医療具、教育施設等民俗知識に関して用いられるもの
- チ 衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等民俗芸能、娯楽又は遊戯に用いられるもの
- リ 産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等人の一生に関して用いられるもの
- ヌ 正月用具、節供用具、盆用具等年中行事に用いられるもの
- (2) 前号イからヌまでに掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次のいずれかに該当し、かつ、重要なもの
- イ 歴史的変遷を示すもの
- ロ 時代的特色を示すもの
- ハ 地域的特色を示すもの
- ニ 技術的特色を示すもの
- ホ 生活様式の特色を示すもの
- ヘ 職能の様相を示すもの
- (3) 我が国民以外の人々に係る第1号イからヌまで及び前号イからヘまでに掲げる有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上重要なもの

#### 2 県指定無形民俗文化財の指定基準

- (1) 風俗慣習のうち次のいずれかに該当し、かつ、重要なもの
- イ 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- ロ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- (2) 民俗芸能のうち次のいずれかに該当し、かつ、特に重要なもの
- イ 芸能の発生又は成立を示すもの
- ロ 芸能の変遷の過程を示すもの
- ハ 地域的特色を示すもの
- (3) 民俗技術のうち次のいずれかに該当し、かつ、特に重要なもの
- イ 技術の発生又は成立を示すもの
- ロ 技術の変遷の過程を示すもの
- ハ 地域的特色を示すもの

**山形県告示第242号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第30条第1項の規定に基づく記録の作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

記録の作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

- 1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、重要なもの
  - (1) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
  - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、重要なもの
  - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
  - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
  - (3) 地域的特色を示すもの
- 3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、重要なもの
  - (1) 技術の発生又は成立を示すもの
  - (2) 技術の変遷の過程を示すもの
  - (3) 地域的特色を示すもの
- 4 無形の民俗文化財のうち前3項に該当せず、かつ、県指定有形民俗文化財の特質を理解するために特に必要なもの
- 5 我が国民以外の人々に係る前各項に規定する無形の民俗文化財で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

**山形県告示第243号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第31条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物の指定基準を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定史跡名勝天然記念物指定基準

- 1 史跡の部  
次の各号に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために重要なもので、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの
  - (1) 貝塚、遺物包含地、<sup>たて</sup>竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等、住居跡、古墳その他この類の遺跡
  - (2) 国郡庁跡、城跡、防塁、古戦場その他政治に関する遺跡
  - (3) 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
  - (4) <sup>びょう</sup>聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
  - (5) 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
  - (6) 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
  - (7) 墳墓及び碑
  - (8) 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒のある地域の類
  - (9) 外国及び外国人に関する遺跡
- 2 名勝の部  
次の各号に掲げるもののうち自然的なものであって、風致景観の優秀なもの又は学術的価値の高いもの及び人文的なものであって、芸術的価値又は学術的価値の高いもの
  - (1) 公園及び庭園
  - (2) 橋梁及び築堤<sup>りょう</sup>
  - (3) 花樹、花草、紅葉、<sup>そう</sup>緑樹等の叢生する場所
  - (4) 鳥獣、魚虫等の棲息する場所<sup>せい</sup>
  - (5) 岩石及び洞穴
  - (6) 峡谷、<sup>ばく</sup>瀑布、溪流及び深淵<sup>えん</sup>
  - (7) 湖沼、湿原、浮島及び湧泉



- (8) 砂丘、砂嘴、海浜及び島嶼
- (9) 火山及び温泉
- (10) 山岳、丘陵、高原、平原及び河川
- (11) 展望地点

### 3 天然記念物の部

次の各号に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、かつ、我が国の自然を記念するもの

#### (1) 動物

- イ 我が国特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- ロ 我が国特有の動物以外の動物で我が国著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- ハ 自然環境における特有の動物又は動物群集
- ニ 我が国特有の畜養動物
- ホ 家畜以外の動物で海外から我が国に移殖され、かつ、現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- ヘ 特に貴重な動物の標本

#### (2) 植物

- イ 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木及び社叢
- ロ 原始林及び稀有の森林植物相
- ハ 高山植物帯及び特殊岩石地植物群落
- ニ 原野植物群落
- ホ 海岸及び砂地植物群落
- ヘ 泥炭形成植物の発生する地域
- ト 洞穴に自生する植物群落
- チ 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類、微生物等の生ずる地域
- リ 着生草木の著しく発生する岩石及び樹木
- ヌ 著しい植物分布の限界地
- ル 著しい栽培植物の自生地
- ヲ 奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

#### (3) 地質鉱物

- イ 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- ロ 地層の整合及び不整合
- ハ 地層の褶曲及び衝上
- ニ 生物の働きによる地質現象
- ホ 地震断層等地塊運動に関する現象
- ヘ 洞穴
- ト 岩石の組織
- チ 温泉及びその沈澱物
- リ 風化及び侵蝕に関する現象
- ヌ 硫気孔及び火山活動によるもの
- ル 氷雪霜の営力による現象
- ヲ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

### 山形県告示第244号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第36条の2第1項に規定する県選定文化的景観の選定基準を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県選定文化的景観選定基準

1 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- (1) 水田、畑地等農耕に関する景観地
- (2) 茅野、牧野等採草又は放牧に関する景観地

- (3) 用材林、防災林等森林の利用に関する景観地
  - (4) 養殖いかだ、海苔<sup>のり</sup>ひび等漁ろうに関する景観地
  - (5) ため池、水路、港等水の利用に関する景観地
  - (6) 鉱山、採石場、工場群等採掘又は製造に関する景観地
  - (7) 道、広場等流通又は往来に関する景観地
  - (8) 垣根、屋敷林等居住に関する景観地
- 2 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独自のもの

---

**山形県告示第245号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
令和2年4月1日

---

**山形県告示第246号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 合併により解散する土地改良区の名称  
今野川土地改良区
- 4 認可年月日  
令和2年4月1日

---

**山形県告示第247号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により、山形県流域下水道事業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

令和2年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 出納取扱金融機関及び店舗の名称  
株式会社山形銀行 県庁支店
- 2 収納取扱金融機関及び店舗の名称
  - (1) 株式会社山形銀行 本店営業部及び県庁支店を除く支店
  - (2) 株式会社荘内銀行 本店営業部、県庁前支店及び酒田中央支店

# 合同訓令

- 山形県訓令第13号
- 山形県議会訓令第2号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第2号
- 山形県監査委員訓令第3号
- 山形県労働委員会訓令第2号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁  
出 先 機 関  
議 会 事 務 局  
各 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	金 澤 忠 一
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員	武 田 一 夫
山形県労働委員会会長	立 松 潔
山形海区漁業調整委員会会長	加 藤 栄
山形県内水面漁場管理委員会会長	國 方 敬 司

## 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程	昭和49年4月	県訓令第13号	の一部を次のように改正
		県議会訓令第1号	
		県選挙管理委員会訓令第18号	
		県人事委員会訓令第1号	
		県監査委員訓令第2号	
		県地方労働委員会訓令第1号	
		山形海区漁業調整委員会訓令第1号	
県内水面漁場管理委員会訓令第1号			

する。

第17条第1項第2号中「庄内総合支庁保健福祉環境部各課又は山形市、」を「職員育成センター、福祉相談センター、衛生研究所、精神保健福祉センター、工業技術センター、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、職業能力開発校、博物館、農業総合研究センター、病虫害防除所及び」に、「若しくは西村山郡大江町」を「、西村山郡大江町、東田川郡三川町、同郡庄内町又は飽海郡遊佐町」に改め、「（農業総合研究センター水田農業試験場及び病虫害防除所庄内支所を除く。）」を削り、同項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 村山保健所長 当該保健所管内の所属所のうち、山形市に所在するもの（第1号及び第2号に定めるものを除く。）

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議会関係

告示

山形県議会告示第1号

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県議会議長 金澤 忠一

山形県議会事務局規程の一部を改正する規程

山形県議会事務局規程（昭和45年10月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任免に関すること。

第6条第1項総務課長の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第4項中「第1項総務課長の項第6号」を「第1項総務課長の項第5号」に改める。

第11条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

訓令

山形県選挙管理委員会訓令第2号

事務局

地方事務局

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程（昭和50年6月県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

別表中 [ 企画振興部市町村課長  
企画振興部市町村課課長補佐（総務を担当するものに限る。）  
企画振興部市町村課主査（予算担当） ] を

[ 未来企画創造部市町村課長  
未来企画創造部市町村課課長補佐（総括）  
未来企画創造部市町村課主査（予算担当） ] に、「企画振興部市町村課に」を「未来企画創造部市町村課に」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。